

高等裁判所長官事務打合せ開催要領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 令和3年11月18日（木）及び19日（金）
- 3 開催方法 テレビ会議システムを用いて、最高裁判所と各高等裁判所（支部を除く。）を接続する方法により開催する。
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) 人事について
- 5 出席者 高等裁判所長官 8人
随員 高等裁判所事務局長 8人
- 6 日程

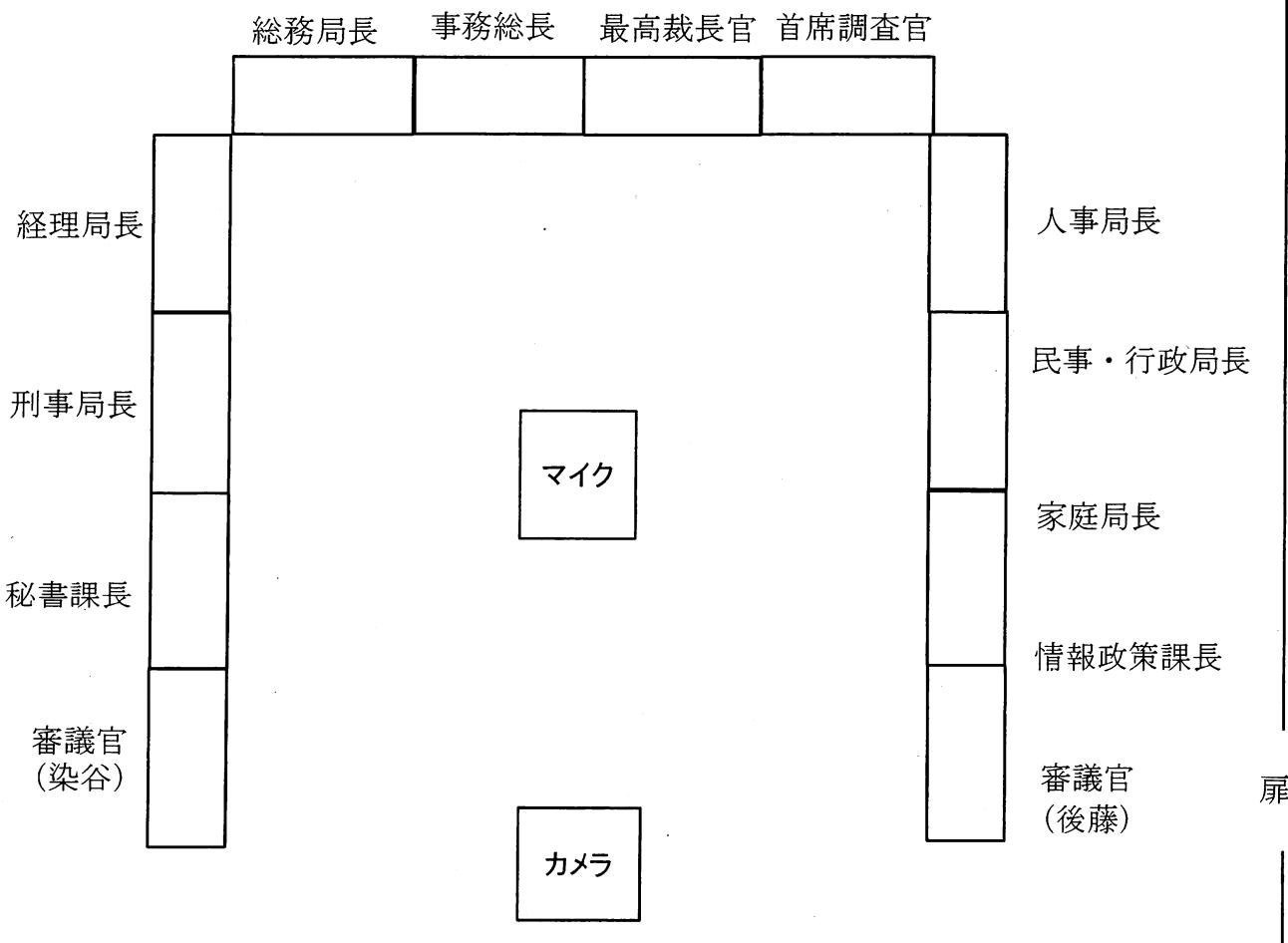
日 (曜日)	時間 10：00 ～ 12：00	13：00 ～ 15：00	15：00 ～ 17：00
18日 (木)		個別協議	最高裁長官挨拶 全体協議
日 (曜日)	10：00 ～ 12：00	13：00 ～ 15：00	15：00 ～ 17：00
19日 (金)	個別協議	個別協議	

高等裁判所長官事務打合せ席図

令和3年11月18日（木）
最高裁判所中会議室

裁判所調査官	経理局主計課長	人事局参事官	人事局任用課長	
総務局第三課長	総務局第二課長	総務局参事官	総務局参事官	情報政策課室長
家庭局第一課長	行政局第一課長	刑事局第一課長	民事局第一課長	
経理局総務課長	人事局総務課長	総務局参事官	総務局第一課長	

窓



高裁長官事務打合せ 全体協議について

(令和3年11月18日開催)

1 開議

2 長官挨拶

3 所管事項説明

4 協議（90分）

- ・ IT化を契機とした審理運営改善の取組について
- ・ 部の機能の活性化について

令和3年11月高等裁判所長官事務打合せ結果概要

最近の裁判所の様々な課題について、事務総局から所管事項について説明がされ、意見交換を行った。特に下記の項目について重点的に意見交換した。

裁判手続のIT化への対応等の運用改善の取組及びその前提となる部の機能の活性化について

民事分野については、全庁をオンラインでつないで実施している意見交換会をはじめとする様々な取組により、審理運営改善に対する意識が高まりつつあるとの意見が出された一方で、未だ問題意識が全庁規模に広がっていないなどの指摘もあった。刑事及び家事の分野における運用改善の取組についても意見交換がされたところ、一部では、民事分野におけるIT化に伴う取組状況や家事事件におけるウェブ会議の試行等をきっかけに、IT化後の審理運営の在り方についての自律的な検討が始まっているとの認識も示された。

また、部の機能の活性化を図る取組において、その中心となる部総括の役割についての重要性が確認されたほか、合議体の裁判長としての役割だけではなく、司法行政事務と交錯する領域や裁判官の成長支援といった場面における部総括の役割についても意見交換がされた。このほか、このような部総括に対する支援や働きかけを誰がどのようにしていくべきかについても意見交換がされた。